

第 3 1 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に記載する各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、共通した事務事業に関連する行政文書を対象とし、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成29年 4月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

同じ人の分 1人分

- ・精神障害者の手帳の申請に係る文書一式
- ・介護給付申請決定等に係る文書一式
- ・児童虐待に係る文書一式
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画

子供青少年局に対する開示請求

(2) 同年 5月31日、実施機関は、本件公開請求①の対象となる行政文書として請求の趣旨に合致する任意の児童 1名分の児童記録（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 6月 1日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 平成29年 6月 1日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

児童相談所、子ども福祉課に対する開示請求 別紙
別紙の内容は以下のとおりである。

- ①社会診断の細目と判定方法
- ②心理診断の細目と判定方法
- ③医学診断の細目と判定方法
- ④知的障害（児）の定義
- ⑤児童相談所運営指針
- ⑥知的障害の医学診断の用紙
- ⑦事務事業で使用している医学書の内容・書名がわかる文書
- ⑧生活の困難度の内容と判定方法
- ⑨知的障害の判定基準
- ⑩発達障害者支援法上の発達障害児の児童記録票
- ⑪知的障害の判定における医学診断の役割
- ⑫市町村審査会資料（直近から 1事案）
- ⑬医師の意見書（直近から 1事案）
- ⑭医師の診断書（直近から 1事案）
- ⑮面談記録様式

(2) 同年 7月14日、実施機関は、中央児童相談所が管理する本件公開請求②の対象となる行政文書として以下に記載する文書をそれぞれ特定したうえで次のとおり文書を分類し、全体として一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行った。

ア 全部を開示した文書

- 児童相談所運営指針（請求文書①、②、③及び⑤に対する文書）
- 名古屋市愛護手帳交付要綱（請求文書⑥及び⑨に対する文書）
- 事業で使用している医学書の一覧（請求文書⑦に対する文書）
- 電話相談等記録票（請求文書⑮に対するもの）

イ 一部を開示した文書

- 児童記録（請求文書⑩に対するもの）
- 医師の意見書（請求文書⑬に対するもの）

医師の診断書（請求文書⑭に対するもの）
(以下これらを「本件行政文書②」という。)

ウ 全く公開しなかった文書
知的障害（児）の定義
生活の困難度の内容と判定方法
知的障害の判定における医学診断の役割
(以下これらを「本件対象文書①」という。)
市町村審査会資料（直近から 1事案）
(以下「本件対象文書②」という。)

(3) 同年 9月 7日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に
対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件処分②のほかに中央
児童相談所以外の所管分について、別に同様の決定をしているが、審査請
求人は当該決定に対しては審査請求を行わず、本件処分②に限定して審査
請求を行っている。

3 審査請求③について

(1) 平成29年 8月21日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次
のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行つ
た。

児童相談所に対する開示請求書
・知的障害の診断上の精神の発達停止の概念、状態像がわかる文書
・精神発達不全の状態像がわかる文書
・知的障害の認知の評価手続きが記載されている文書
(以下これらを「本件対象文書③」という。)

(2) 同年 9月 4日、実施機関は、中央児童相談所が管理する行政文書の中に
本件対象文書③は存在しないことから、非公開決定（以下「本件処分③」
といふ。）を行つた。

(3) 同年 9月 7日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に
対して審査請求を行つた。

なお、実施機関は、本件公開請求③に対して、本件処分③のほかに中央

児童相談所以外の所管分について、別に同様の決定をしているが、審査請求人は当該決定に対しては審査請求を行わず、本件処分③に限定して審査請求を行っている。

4 審査請求④について

(1) 平成29年 8月21日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

児童相談所に対する開示請求

- ・知的障害の診断をしていることがわかる文書
 - ・知的障害、医学診断手続が記載されている文書
 - ・知的障害の行動障害の程度の判定項目がわかる文書
- （以下これらを「本件対象文書④」という。）

(2) 同年 9月 4日、実施機関は、中央児童相談所が管理する行政文書の中に本件対象文書④は存在しないことから、非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行った。

(3) 同年 9月 7日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求④に対して、本件処分④のほかに中央児童相談所以外の所管分について、別に同様の決定をしているが、審査請求人は当該決定に対しては審査請求を行わず、本件処分④に限定して審査請求を行っている。

第 4 実施機関の主張

1 各決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を一部及び全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

本件行政文書①に記載された情報のうち、個人の氏名、住所、性別、連絡先、生年月日、学歴、職業、障害名、通院状況、家庭状況等（以下「本件情報①」という。）は条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

また、児童相談所が関係機関等とやりとりをした相談支援業務に関する情報（以下「本件情報②」という。）については、事務の性質上、事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第 7条第 1項第

5号に該当する。

(2) 審査請求②について

本件行政文書②に記載された情報のうち、本件情報①は条例第7条第1項第1号に該当する。

また、本件情報②は、事務の性質上、事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第1項第5号に該当する。

本件対象文書①及び②は作成・取得しておらず不存在である。

(3) 審査請求③及び④について

本件対象文書③及び④は作成・取得しておらず不存在である。

2 上記1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件行政文書①は請求内容及び審査請求人が申し述べた本件公開請求①の趣旨を満たす児童1名分の児童記録を任意抽出し、特定したものである。

本件行政文書①に記載された本件情報①のうち、個人の氏名、住所等は特定の個人が識別でき、そのほかの本件情報①は、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる情報である。

また、児童相談所の相談援助活動は、その内容を他人に公開しないことを前提として行われることから、これらの情報は、当該児童及び保護者にとって他人に公開されることを欲しないであろうと認められる情報であるといえ、条例第7条第1項第1号に該当する。

イ 本件情報②については、これを公開することにより、事務の性質上、本件児童のみならず、児童相談所の利用者及び関係機関等との間における信頼関係を前提とした相談、診断、評価、援助及び指導等（以下「相談援助活動」という。）業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的なおそれがある。

よって、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第1項第5号に該当する。

(2) 審査請求②について

ア 本件行政文書②については、本件行政文書①と同様に、本件情報①及

び②が記載されており、上記（1）のとおり、それぞれ条例第7条第1項第1号及び第5号に該当する。

イ 本市では知的障害者（児童を含む。）に対し、名古屋市愛護手帳交付要綱に基づき、判定機関による判定結果に基づいて愛護手帳を交付しているが、本市児童相談所は判定機関ではない。このため、本件対象文書①のような文書を作成または取得していない。

ウ 本件対象文書②は「名古屋市障害支援区分認定等審査会」に係る資料を指すものと思料するが、児童相談所は当該審査会の事務を所管しておらず、作成または取得していない。

（3）審査請求③及び④について

上記（2）イのとおり、児童相談所は愛護手帳に係る判定機関ではない。よって本件対象文書③及び④のような文書を作成または取得していない。

第5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

（1）審査請求①について

条例第7条第1項第1号、第5号に該当しない。

（2）審査請求②について

条例第7条第1項第1号、第5号に該当しない。

開示請求に係る行政文書を管理している。

（3）審査請求③及び④について

開示請求に係る行政文書を管理している。

第6 審査会の判断

1 争点

（1）本件情報①が条例第7条第1項第1号に該当するか否か。

(2) 本件情報②が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

(3) 本件対象文書①から④の有無。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①及び②について

(1) 本件行政文書①は、本件公開請求①の趣旨にあった児童記録である。児童記録は、児童相談所が児童に対して適切な相談援助活動を行うため、必要と判断し収集した情報が一括して収録されたものであり、ケース番号、氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、障害の種類及び程度、学歴、家庭環境、医療機関を含む利用施設等の名称、当該児童について関係機関等から聴取した記録などの本件情報①や、実施機関と関係機関等との調整内容、関係機関等が当該児童との関係で実施した、あるいは実施する詳細な内容などの本件情報②が記載されている。

(2) 本件行政文書②のうち、児童記録（請求文書⑩に対するもの）は、「⑩発達障害者支援法上の発達障害児の児童記録票」の請求趣旨を満たすものであり、医師の意見書（請求文書⑪に対するもの）及び医師の診断書（請求文書⑫に対するもの）は、実施機関が行う相談援助活動の過程で実施機関が入手した医師の意見書及び医師の診断書である。

これらの本件行政文書②には、本件行政文書①に記載された情報と同様又は同趣旨の情報が記載され、これらの情報は本件情報①及び②に含まれるものと認められる。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本件情報①は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の

うち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることは明らかである。

- (2) したがって、本件情報①は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本件情報②は本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。また、実施機関によれば、相談援助活動を遂行するためには、児童及び関係機関等との良好な関係を基礎とした信頼関係が不可欠であり、関係機関等との調整は幾度となく重ねられるとのことである。

(2) 本件情報②を公にした場合、関係機関等との信頼関係が損なわれ、関係機関等からの協力を得られなくなるといった蓋然性が認められ、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

- (3) したがって、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

6 本件対象文書①から④の有無について

- (1) 本件対象文書①、③、④について

ア 本件対象文書①、③、④は、知的障害に関する医学的な診断及び判定に係る行政文書であると認められる。

イ 当審査会の調査によれば、以下の事実が認められる。

(ア) いわゆる児童相談所は、相談援助活動の過程で児童の援助の方針を定めるために、必要に応じて社会診断、心理診断、医学診断、行動診断という 4種の診断を行うが、当該 4種の診断のうち、本件対象文書①、③、④に関連すると思料される医学診断については、実施機関においては、中央療育センターが行っている。

(イ) 実施機関の療育手帳に関する取扱いが規定された名古屋市愛護手帳交付要綱によると、療育手帳の判定機能は、児童相談所関連分としては中央療育センターが有するとされている。

(2) 本件対象文書②について

ア 本件対象文書②は、名古屋市障害支援区分認定等審査会（以下「認定等審査会」という。）で用いられた資料であると認められる。

イ 当審査会の調査によると、認定等審査会は本市の附属機関として位置付けられており、各区役所に 1つ審査部会が設置され、その庶務事務は各区役所の福祉課が行っているが、認定等審査会が行う事務において、児童相談所及び子ども福祉課が何らかの役割を担い、事務を行っている事実は認められなかった。

(3) 上記第 3 2から 4のとおり、本件対象文書①から④は、本件公開請求②から④により請求されているが、本件公開請求②から④は、上記(1) 及び(2) のとおり本件対象文書①から④に関する事務を所掌していない児童相談所又は子ども福祉課を指定して請求していることが認められる。

(4) したがって、所掌事務上活用する必要がないことから、本件対象文書①から④を作成又は取得をしていないという実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。また、実施機関の主張を覆す、あるいは、審査請求人の主張を認めるに足りるその他の特段の事情も認められない。

(5) 以上のことから、本件対象文書①から④が不存在であることを理由として非公開とした本件処分②から④は妥当である。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

公開請求及び審査請求の趣旨が明確でないことから、その趣旨によっては本件各処分の妥当性に疑義が生じうる点が見受けられた。

当審査会は、審査請求人に対して調査を実施したが、何らの回答も得られず、その点が明確にならなかつたものの、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定められた簡易迅速かつ公正な手続きを行うべく、上記のように判断したものである。

このような疑義を生じうる点については、行政文書公開請求者の協力を前提に、行政文書公開請求の受付時をはじめ、遅くとも実施機関が処分を決定する前に解消されてしまうべきである。

今後、実施機関においては公開請求に係る処分を行うにあたり、公開請求の趣旨を把握し、必要に応じて公開請求者に対して公開請求書の補正を求めることが要望する。

第8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年月日	内 容
平成29年 7月28日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
8月28日	弁明書の受理
9月 6日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②から④

年月日	内 容
平成29年10月 3日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
11月 6日	弁明書の受理
12月 8日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年月日	内 容
令和 2年 6月19日 (第28回第 1小委員会)	調査審議
7月17日 (第29回第 1小委員会)	調査審議
10月16日 (第30回第 1小委員会)	調査審議
12月 7日 (第31回第 1小委員会)	調査審議

12月25日 (第32回第1小委員会)	調査審議
令和3年1月21日 (第33回第1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第1小委員会)	調査審議
3月9日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦